

事 調 第 5 6 6 号
令和2年(2020年) 7月17日

各(総合)振興局産業振興部長 様

農政部農村振興局事業調整課長

新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に係る当面の対応について(通知)

工事現場の熱中症対策に係る経費については、「熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について」(令和元年10月11日付け事調第800号)により通知しているところですが、今般、国において新型コロナウイルス対策に伴う「建設業における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」(令和2年5月14日(令和2年7月1日改訂版))が改正されたことに伴い、当面の対応を次のとおり読み替えて運用しますので、事務を適切に行ってください。

記

1 用語の定義

【現 行】 真夏日：日最高気温が30℃以上の日をいう。

【当面の間】 真夏日：日最高気温が28℃以上の日をいう。

2 適用年月日

通知日より適用とする。

なお、既契約工事については、本通知の適用月日以降であれば適用するものとする。

調整係
設計積算係